



山形県公報

平成18年1月13日(金)
第1707号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県主要農作物原種配布規則の一部を改正する規則..... (生産流通課) ...53

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定..... (村山総合支庁福祉課) ...54  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... (同) ...同  
 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... (同) ...同  
 漁業災害補償法に基づく加入区の設定..... (農政企画課) ...55  
 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更..... (庄内総合支庁水産課) ...57  
 国土調査の成果の認証..... (農村計画課) ...59  
 同 ..... (同) ...同  
 同 ..... (同) ...60  
 同 ..... (同) ...同  
 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了..... (同) ...同  
 道路の区域の変更..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...61  
 平成8年6月県告示第652号(建築基準法第6条第1項第4号の規定による市町村の区域)の  
 一部改正..... (建築住宅課) ...同  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... (出納局) ...63

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (置賜総合支庁企画振興課) ...64  
 同 ..... (同) ...65  
 登録職員団体の解散..... (人事委員会) ...同

## 規 則

山形県主要農作物原種配布規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第1号

山形県主要農作物原種配布規則の一部を改正する規則

山形県主要農作物原種配布規則(昭和32年6月県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中「経済農業協同組合連合会」を「全国農業協同組合連合会の県本部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第14号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成18年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|----------------------------|---------------------------------|---------------|-----------|
| 社会福祉法人明東会<br>東根市中島通り一丁目25号 | デイサービスセンターおさなぎ<br>東根市中島通り一丁目25号 | 通 所 介 護       | 平成17.12.8 |

## 山形県告示第15号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地                     | 居宅サービ<br>スの種類        | 事業所の名称及び所在地                        |                    | 変更年月日      |
|---------------------------------------------|----------------------|------------------------------------|--------------------|------------|
|                                             |                      | 変 更 前                              | 変 更 後              |            |
| 特定非営利活動法人エン<br>ジェルハート<br>山形市南原町三丁目8番<br>12号 | 訪 問 介 護              | 特定非営利活動法人エンジェルハート「訪問介護<br>サービス事業所」 |                    | 平成17.11.15 |
|                                             |                      | 山形市南原町三丁目8番<br>12号                 | 山形市南原町三丁目8番<br>11号 |            |
| 社会福祉法人妙光福祉会<br>山形市蔵王上野920番地                 | 通所リハビリ<br>テーション      | 介護老人保健施設寒河江やすらぎの里                  |                    | 同 12.1     |
|                                             |                      | 寒河江市大字寒河江字本<br>楯24番地1              | 寒河江市本楯二丁目24番<br>地1 |            |
| 社会福祉法人妙光福祉会<br>山形市蔵王上野920番地                 | 短期入所療<br>養介護         | 介護老人保健施設寒河江やすらぎの里                  |                    | 同          |
|                                             |                      | 寒河江市大字寒河江字本<br>楯24番地1              | 寒河江市本楯二丁目24番<br>地1 |            |
| 社会福祉法人妙光福祉会<br>山形市蔵王上野920番地                 | 認知症対応<br>型共同生活<br>介護 | 寒河江やすらぎの里認知症高齢者グループホーム             |                    | 同          |
|                                             |                      | 寒河江市大字寒河江字本<br>楯24番地1              | 寒河江市本楯二丁目24番<br>地1 |            |

## 山形県告示第16号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者<br>の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地          |                | 変更年月日     |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
|                             | 変更前                  | 変更後            |           |
| 社会福祉法人妙光福祉会<br>山形市蔵王上野920番地 | 寒河江やすらぎの里指定居宅介護支援事業所 |                | 平成17.12.1 |
|                             | 寒河江市大字寒河江字本楯24番地1    | 寒河江市本楯二丁目24番地1 |           |

山形県告示第17号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第1号口及び第2号口の規定により、同法第104条第1号及び第2号に掲げる漁業に係る水域又は区域及び区分を次のとおり定め、昭和49年12月県告示第1791号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）は、廃止する。

その責任共済期間の開始日が平成18年1月13日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成18年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 法第104条第1号に掲げる漁業

| 加入区の名 称   | 加入区の水 域            | 漁 業 の 区 分                                 |
|-----------|--------------------|-------------------------------------------|
| 飛 島 加 入 区 | 海共第1号漁業権の<br>漁場の区域 | 1 わかめを養殖し又はとる漁業<br>2 第1種共同漁業であっててんぐさをとる漁業 |

2 法第104条第2号に掲げる漁業

| 加入区の名 称      | 加入区の区 域                                                                                     | 漁 業 の 区 分                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吹 浦 加 入 区    | 飽海郡遊佐町の区域                                                                                   | 1 小型機船底びき網漁業（総トン数15トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。）<br>2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町吹浦の区域の者が営むもの<br>3 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町の区域（吹浦を除く。）の者が営むもの<br>4 1から3までに掲げる漁業以外の漁業                                                                                               |
| 酒田市北部加入区     | 酒田市宮海の区域                                                                                    | 1 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業<br>2 1に掲げる漁業以外の漁業                                                                                                                                                                                                                                        |
| 酒田市中 部 加 入 区 | 酒田市北部加入区、<br>酒田市南部加入区、<br>酒田市浜中加入区、<br>酒田市十里塚加入区<br>及び酒田市宮野浦加入区<br>の区域以外の酒田市の区域<br>（飛島を除く。） | 1 中型いかつり漁業（総トン数30トン以上100トン未満の漁船によるものをいう。）<br>2 日本海中型さけ、ます流し網漁業（総トン数30トン以上100トン未満の漁船によるものをいう。）<br>3 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業、小型機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業（総トン数15トン以上75トン未満の漁船によるものをいう。）及び小型いか釣り漁業（総トン数5トン以上30トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。）<br>4 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業<br>5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業 |

|           |                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 酒田市南部加入区  | 酒田市高見台、若宮町及び緑ヶ丘の区域      | 1 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業<br>2 1に掲げる漁業以外の漁業                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 酒田市宮野浦加入区 | 酒田市宮野浦の区域               | 1 小型機船底びき網漁業<br>2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業<br>3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 酒田市十里塚加入区 | 酒田市十里塚の区域               | 1 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業<br>2 1に掲げる漁業以外の漁業                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 酒田市浜中加入区  | 酒田市浜中、広岡新田、黒森及び坂野辺新田の区域 | 1 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業<br>2 1に掲げる漁業以外の漁業                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 飛島法木加入区   | 酒田市飛島字法木の区域             | 1 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業<br>2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業<br>3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 飛島中村加入区   | 酒田市飛島字中村の区域             | 1 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業<br>2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業<br>3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 飛島勝浦加入区   | 酒田市飛島字勝浦の区域             | 1 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業<br>2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業<br>3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 鶴岡市加茂加入区  | 鶴岡市金沢、加茂、今泉及び油戸の区域      | 1 小型機船底びき網漁業<br>2 さけ小型定置漁業<br>3 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市金沢の区域の者が営むもの<br>4 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市加茂の区域の者が営むもの<br>5 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市今泉の区域の者が営むもの<br>6 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市油戸の区域の者が営むもの<br>7 1から6までに掲げる漁業以外の漁業 |
| 鶴岡市由良加入区  | 鶴岡市由良の区域                | 1 小型機船底びき網漁業、小型いか釣り漁業及びさけ小型定置漁業<br>2 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業<br>3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業                                                                                                                                                                                                                                                  |

|           |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鶴岡市豊浦加入区  | 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小型機船底びき網漁業及びさけ小型定置漁業</li> <li>2 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市三瀬及び小波渡の区域の者が営むもの</li> <li>3 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市堅苔沢の区域の者が営むもの</li> <li>4 1から3までに掲げる漁業以外の漁業</li> </ol>                                                                                                                                                                    |
| 鶴岡市鼠ヶ関加入区 | 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小型機船底びき網漁業及びさけ小型定置漁業</li> <li>2 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市五十川及び温海の区域の者が営むもの</li> <li>3 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市小岩川の区域の者が営むもの</li> <li>4 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市早田の区域の者が営むもの</li> <li>5 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市鼠ヶ関の区域の者が営むもの</li> <li>6 1から5までに掲げる漁業以外の漁業</li> </ol> |

山形県告示第18号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成18年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、沿岸・沖合資源の低位安定の打開策として、これまで減船事業の実施や資源管理型漁業の実践を推し進めてきたが、水産業の発展を図るためには今まで以上に海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。一方、全国的な資源の動向を見た場合、低水準・減少傾向が続く未だ資源の回復の兆しが認められない魚種があり、今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済発展への重大な支障となるおそれがある。

このようなことから県としては、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量等について下記のとおり管理措置を講じることとする。

記

- 1 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量若しくは漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県の入漁船を含め第一種特定海洋生物資源及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努める。
- 2 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての詳細な科学的データ又は知見が必要であるため県水産試験場を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。
- 3 資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図る。
- 4 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進する。
- 5 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な

資源管理を推進する。

6 本県における漁獲可能量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払う。

第2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源の平成17年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| すけとうだら      | 4月から翌年3月   | 若 干        |
| ま あ じ       | 1月から12月    | 若 干        |
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | 49トン       |
| するめいか       | 1月から12月    | 若 干        |

2 第一種特定海洋生物資源の平成18年の知事管理の対象となる漁期及び数量は次のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| すけとうだら      | 4月から翌年3月   | 若 干        |
| ま あ じ       | 1月から12月    | 若 干        |
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | 23トン       |
| するめいか       | 1月から12月    | 若 干        |

第3 第一種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まあじ】

定置漁業と小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許・行使統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【ずわいがに】

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)とさめさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

するめいかの採捕を目的とする総トン数5トン未満の動力漁船漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導することとし、この結果、漁獲実績が前漁期の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量に関する事項

平成18年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------------|---------------------------|---------------------------|------------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>(うち手繰第一種漁業) | 平成18年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870      |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成18年3月1日から<br>同年4月30日まで  | 2,147      |

第5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

平成18年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量及び対象となる採捕の種類に係る漁期は次のとおりである。

| 第二種特定海洋生物資源 | 採 捕 の 種 類                 | 管理の対象となる漁期                | 漁獲努力量 (隻日) |
|-------------|---------------------------|---------------------------|------------|
| ま が れ い     | 小型機船底びき網漁業<br>(うち手繰第一種漁業) | 平成18年9月1日から同年<br>10月31日まで | 1,870      |
|             | かれい固定式刺し網漁業               | 平成18年3月1日から同年<br>4月30日まで  | 2,147      |

第6 第二種特定海洋生物資源知事管理数量等に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれい及びはたはたの資源回復を図るために国が作成した「日本海北部マガレイ・ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。

山形県告示第19号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成17年3月16日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字鶴巻田の一部
- 5 認証年月日  
平成18年1月4日

山形県告示第20号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
小国町

- 2 調査を行った期間  
平成15年 5月 9日から平成17年11月25日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
小国町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字岩井沢、大字兵庫館の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年 1月 4日

山形県告示第21号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成18年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成15年 5月 9日から平成17年 3月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢、大字堺田の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年 1月 4日

山形県告示第22号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成18年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
最上町
- 2 調査を行った期間  
平成15年 5月 9日から平成17年 3月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
最上町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字富沢の一部
- 5 認証年月日  
平成18年 1月 4日

山形県告示第23号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。  
平成18年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名    | 地 区 名 | 工事完了年月日     |
|----------|-------|-------------|
| ため池等整備事業 | 岩 花   | 平成17年12月 7日 |



山形県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年1月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成18年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|--------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字上町1210番地から<br>同 字石那田1686番地1まで | 旧    | 71.0メートル<br>と<br>20.0 | メートル<br>300 |
| 同 上                                        | 新    | 93.5メートル<br>と<br>20.0 | 同 上         |
| 同 上                                        |      | 93.5メートル<br>と<br>10.0 | メートル<br>292 |

山形県告示第25号

平成 8 年 6 月告示第652号( 建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の規定による市町村の区域 )の一部を次のとおり改正する。

平成18年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

「鶴岡市大字藤沢

大字田川

大字水沢

「所轄支庁又は建設事務所」を「各総合支庁」に、

大字三瀬 を

大字小波渡

大字堅苔沢

大字油戸 」

「鶴岡市藤沢

田川

水沢

三瀬

小波渡

堅苔沢

油戸 」

「新庄市大字本合海

字矢筈山、矢筈沢、幸地、畑、本合海、山崎及び

鶴巻

を

「

羽黒町赤川

字地藏俣、村中、村下及び熊坂

羽黒町三ツ橋

字向田、前田及び道下

羽黒町狩谷野目

字高坂、村東、南川原、宮野下、東沖及び西沖

羽黒町黒瀬

字黒瀬

羽黒町荒川

字家ノ下、西田、荒泉橋、前田元、谷地堰、宮東、花沢及び上ノ山

羽黒町野荒町

字西田、街道上、北田及び水上

羽黒町十文字

字十文字

羽黒町増川新田

字花沢

羽黒町市野山

字山王林

羽黒町戸野

字橋本、祝儀田及び八幡田

羽黒町玉川

字中国見及び北林

羽黒町手向

字薬師沢、百々目木及び手向

|                                  |                                                                                                                                                                                   |           |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 羽黒町押口                            | 字川端及び升ノ内                                                                                                                                                                          |           |
| 羽黒町細谷                            | 字北田、堰面、七ツ塚及び舁ノ内                                                                                                                                                                   |           |
| 馬渡、田代、黒川                         | (市道松根羽黒線以西の区域及び同市道から東に50メートルまでの区域)、松根(県道余目温海線及び市道松根羽黒線以西の区域並びに同県道及び同市道から東に50メートルまでの区域)、梳代(市道松根羽黒線から東に50メートルまでの区域)、西荒屋(都市計画区域を除く東北横断自動車道酒田線から東の区域)、坂井川、本郷、上名川、下名川、熊出、東岩本、中野新田及び越中山 | に改め、      |
| 五十川                              | 字鶯ヶ坂、山之脇、浜千鳥、真砂沢及び黒滝                                                                                                                                                              |           |
| 山五十川                             | 字山ノ下、宮田、木ノ下、山崎及び碓井                                                                                                                                                                |           |
| 温海                               | 字森脇、雨池、暮坪、蟹沢及び米子                                                                                                                                                                  |           |
| 大岩川                              | 字白岩、木揚場及び沢山                                                                                                                                                                       |           |
| 小岩川                              | 字宮田、巖、出口及び大磯                                                                                                                                                                      |           |
| 早田                               | 字砥ノ浦、山崎、上ノ山及び前沢                                                                                                                                                                   |           |
| 小国                               | 字町尻、小国、誕生、谷地田及び沢田                                                                                                                                                                 |           |
| 木野俣                              | 字木野俣、前川原及び向田                                                                                                                                                                      |           |
| 越沢                               | 字滝の下、越沢、黒坪沢及び高ノ沢                                                                                                                                                                  |           |
| 小名部                              | 字小名部、越沢、天池及び上浜田                                                                                                                                                                   |           |
| 酒田市                              | 字蔵小路、元新屋敷、稲荷沢、新町、真学寺沢、総光寺沢、南町、片町、北町、西田、肴町、新屋敷、本町、荒町、南新屋敷、内町、仲町、金谷及び山田                                                                                                             |           |
| 山寺                               | 字欠之上、小出池ノ尻、笹山、宅地、見初沢及び弁財                                                                                                                                                          |           |
| 竹田                               | 字猿田及び清水下                                                                                                                                                                          |           |
| 砂越緑町、檜橋(新山地区を除く。)                | 飛鳥及び砂越                                                                                                                                                                            |           |
| 新庄市大字本合海                         | 字矢筈山、矢筈沢、幸地、畑、本合海、山崎及び鶴巻                                                                                                                                                          | 」         |
| 「羽黒町大字赤川                         | 字地蔵俣、村中、村下及び熊坂                                                                                                                                                                    |           |
| 大字三ツ橋                            | 字向田、前田及び道下                                                                                                                                                                        |           |
| 大字狩谷野目                           | 字高坂、村東、南川原、宮野下、東沖及び西沖                                                                                                                                                             |           |
| 大字黒瀬                             | 字黒瀬                                                                                                                                                                               |           |
| 大字荒川                             | 字家ノ下、西田、荒泉橋、前田元、谷地堰、宮東、花沢及び上ノ山                                                                                                                                                    |           |
| 大字野荒町                            | 字西田、街道上、北田及び水上                                                                                                                                                                    |           |
| 大字十文字                            | 字十文字                                                                                                                                                                              |           |
| 大字増川新田                           | 字花沢                                                                                                                                                                               |           |
| 大字市野山                            | 字山王林                                                                                                                                                                              |           |
| 大字戸野                             | 字橋本、祝儀田及び八幡田                                                                                                                                                                      |           |
| 大字玉川                             | 字中国見及び北林                                                                                                                                                                          |           |
| 大字手向                             | 字薬師沢、百々目木及び手向                                                                                                                                                                     |           |
| 大字押口                             | 字川端及び升ノ内                                                                                                                                                                          |           |
| 大字細谷                             | 字北田、堰面、七ツ塚及び舁ノ内                                                                                                                                                                   |           |
| 櫛引町大字馬渡、田代、黒川                    | (町道松根羽黒線以西の区域及び同町道から東に50メートルまでの区域)、松根(県道余目温海線及び町道松根羽黒線以西の区域並びに同県道及び同町道から東に50メートルまでの区域)、梳代(町道松根羽黒線から東に50メートルまでの区域)、西荒屋(都市計画区域を除く東北横断自動車道酒田線から東の区域。以下同じ。)                           | 及び坂井川を削る。 |
| 朝日村大字本郷、上名川、下名川、熊出、東岩本、中野新田及び越中山 |                                                                                                                                                                                   |           |
| 温海町大字五十川                         | 字鶯ヶ坂、山之脇、浜千鳥、真砂沢及び黒滝                                                                                                                                                              |           |
| 大字山五十川                           | 字山ノ下、宮田、木ノ下、山崎及び碓井                                                                                                                                                                |           |
| 大字温海                             | 字森脇、雨池、暮坪、蟹沢及び米子                                                                                                                                                                  |           |

|                         |                                                                       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 大字大岩川                   | 字白岩、木揚場及び沢山                                                           |
| 大字小岩川                   | 字宮田、巖、出口及び大磯                                                          |
| 大字早田                    | 字砥ノ浦、山崎、上ノ山及び前沢                                                       |
| 大字小国                    | 字町尻、小国、誕生、谷地田及び沢田                                                     |
| 大字木野俣                   | 字木野俣、前川原及び向田                                                          |
| 大字越沢                    | 字滝の下、越沢、黒坪沢及び高ノ沢                                                      |
| 大字小名部                   | 字小名部、越沢、天池及び上浜田                                                       |
| 松山町                     | 字蔵小路、元新屋敷、稲荷沢、新町、真学寺沢、総光寺沢、南町、片町、北町、西田、肴町、新屋敷、本町、荒町、南新屋敷、内町、仲町、金谷及び山田 |
| 大字山寺                    | 字欠之上、小出池ノ尻、笹山、宅地、見初沢及び弁財                                              |
| 大字竹田                    | 字猿田及び清水下                                                              |
| 平田町砂越緑町、大字檜橋 (新山地区を除く。) | 飛鳥及び砂越                                                                |

山形県告示第26号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程 (昭和39年 8月告示第703号) の一部を次のように改正する。

別表第 6 中

|       |         |         |   |   |
|-------|---------|---------|---|---|
| "     | "       | 藤塚字中畑   | " | " |
| 西荒瀬支店 | 190番地   |         | " | " |
| "     | "       | 宮内字前田 1 | " | " |
| 鳥海支店  | 番地      |         | " | " |
| "     | "       | 本楯字通伝 7 | " | " |
| 本楯支店  | 番地      |         | " | " |
| "     | "       | 上野曾根字上  | " | " |
| 上田支店  | 中割31番地  |         | " | " |
| "     | "       | 漆曾根字千刈  | " | " |
| 北平田支店 | 13番地    |         | " | " |
| "     | "       | 生石字登路田  | " | " |
| 東平田支店 | 11番地の 1 |         | " | " |
| "     | "       | 熊手島字道下  | " | " |
| 中平田支店 | 熊興屋30番地 |         | " | " |

|        |    |         |   |   |
|--------|----|---------|---|---|
| "      | "  | "       | " | " |
| 酒田中央支店 | "  | "       | " | " |
| "      | "  | 本楯字通伝 7 | " | " |
| 本楯支店   | 番地 |         | " | " |

|        |        |           |   |   |
|--------|--------|-----------|---|---|
| "      | "      | 亀ヶ崎五丁目    | " | " |
| 酒田支店   | 13番17号 |           | " | " |
| "      | "      | 千日町 5 番 4 | " | " |
| 酒田北部支店 | 号      |           | " | " |

|      |        |        |   |   |
|------|--------|--------|---|---|
| "    | "      | 亀ヶ崎五丁目 | " | " |
| 酒田支店 | 13番17号 |        | " | " |

|            |                     |   |   |   |   |
|------------|---------------------|---|---|---|---|
| 〃<br>遊佐支店  | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字広表6番地の1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃<br>稲川支店  | 〃 〃 大字庄泉字神子免8番地の3   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃<br>西遊佐支店 | 〃 〃 大字藤崎字千代の藤11番地の9 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃<br>蕨岡支店  | 〃 〃 大字豊岡字下和田37番地の2  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃<br>高瀬支店  | 〃 〃 大字当山字宮の越2番地の5   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃<br>吹浦支店  | 〃 〃 大字吹浦字苗37番地      | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

を

|           |                  |   |   |   |   |
|-----------|------------------|---|---|---|---|
| 〃<br>遊佐支店 | 飽海郡遊佐町遊佐字広表6番地の1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃<br>吹浦支店 | 〃 〃 吹浦字苗代37番地    | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

に、

|             |                 |   |   |   |   |
|-------------|-----------------|---|---|---|---|
| 〃<br>平田中央支店 | 〃 飛鳥字腰巻95番地の1   | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃<br>平田支店   | 〃 北俣字仁助新田47番地の1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

を

|             |               |   |   |   |   |
|-------------|---------------|---|---|---|---|
| 〃<br>平田中央支店 | 〃 飛鳥字腰巻95番地の1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
|-------------|---------------|---|---|---|---|

に改める。

附 則

この規程は、平成18年1月16日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 なでらの森
  - (2) 代表者の氏名  
成田 溥
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市城西四丁目5番69号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害児者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、支援、並びに心身障害児者の自立生活に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年 1月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成17年12月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 長井慈愛会

(2) 代表者の氏名

色摩 武愛

(3) 主たる事務所の所在地

長井市屋城町2番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、社会生活に適応することができるような支援及び事業並びに精神衛生に関する知識の普及を行う事業を行い、精神障害者の地域生活の安定向上を支援し、もってノーマライゼーション社会の構築並びに社会福祉の進展に寄与することを目的とする。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第10項の規定により、次の登録職員団体から解散した旨の届出があった。

平成18年 1月13日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

| 登録職員団体の名称         | 解 散 年 月 日   |
|-------------------|-------------|
| 羽 黒 町 職 員 労 働 組 合 | 平成17年11月30日 |
| 温 海 町 職 員 労 働 組 合 | 同           |
| 藤 島 町 職 員 労 働 組 合 | 同           |
| 櫛 引 町 職 員 労 働 組 合 | 同           |
| 朝 日 村 職 員 労 働 組 合 | 同           |

平成18年1月13日印刷  
平成18年1月13日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056